

対象年度	令和3年度	令和4年度
他の補助事業との調整	補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費が含まれないこと。 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為となり、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるので注意すること。	補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費が含まれないこと。 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為となり、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるので注意すること。
本事業の支払いについて	本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。 手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性がある支払い方法は不可とする。 なお、支払い遅延的又はクレジット契約（御用クレジット）を利用する場合、事前にS11に相談すること。	本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。 手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性がある支払い方法は不可とする。
注意事項	⑨ S11に提出された申請書類は返却しないので、必ず提出書類全ての写しを控えを。また、手元に保管すべき副本等をS11に提出した申請者から書類の返却を求められた場合、S11は補払いにて返送するので注意すること。	⑨ S11に提出する申請書類は必ず提出書類全てを保存しておくこと。
申請方法	郵送	E-mail
「交付申請書」及び提出書類作成・提出	A)申請について 申請者は提出に必要な書類※1を2部作成し、1部（正本）をS11指定の提出先※2に送付すること また申請者は、申請書類に関するS11からの問合せや訂正依頼に対応できること。	A)申請について 申請者は提出に必要な書類※1を作成し、S11指定の提出先※2にE-mailにて送付すること また申請者は、申請書類に関するS11からの問合せや訂正依頼に対応できること。
審査等	S11は、実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・経費等の審査を行い、必要に応じて現地調査を行う。 事業に係る取引先（得意先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助事業者（申請者）から取引先に対して協力を依頼すること。 ※現地調査は、申請内容に係る工事等が本事業の目的に適って公正に実施されたかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。 補助事業者はやむを得ない場合を除き、立ち会うこと。手続代行者がいる場合、手続代行者も原則立ち会うこと。 ※現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消し対象となるので注意すること。	・本事業を適正に執行するため、実績報告書の提出書類及び写真の内容が適正であるか審査し、交付すべき補助金の額を確定する。 また、提出書類に記入した内容に関しての留意等を求める場合がある。 S11は、実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・経費等の審査を行い、必要に応じて現地調査を行う。
必要提出書類 ○：全量提出 △：該当者のみ提出 一：提出不要	①交付申請書 外断熱：○ 内断熱：○ ②断熱材に関する誓約事項・役員名簿 外断熱：○ 内断熱：○ ③明細書 外断熱：○ 内断熱：○ ④総括表 外断熱：○ 内断熱：○ ⑤見積書 外断熱：○ 内断熱：○※1 ⑥年次図等 外断熱：○ 内断熱：○ ⑦立面図 外断熱：○ 内断熱：○ ⑧断熱材・断面図 外断熱：○ 内断熱：○ ⑨断熱材・伏図 外断熱：△ 内断熱：△ ⑩請求書 外断熱：○ 内断熱：○ ⑪外気計算及び性能値を確認できる書類 外断熱：△ 内断熱：△ ⑫設計チェックシート 外断熱：△ 内断熱：△ ⑬断熱材の断熱性能が確認できる書類 外断熱：△ 内断熱：△ ⑭高効率換気システムの要件が確認できる書類 外断熱：△ 内断熱：△ ⑮本人確認書類の写し 外断熱：○ 内断熱：○ ⑯店舗等部若しくは電氣・ガスメーター写真 外断熱：○ 内断熱：△ 注・注は断熱蓄熱材を導入する場合のみ 注は高効率換気システムを導入する場合のみ S11が上記以外の書類が審査が必要と判断し、提出を求めた場合は応じること。 ※1 以下に該当する場合のみ、一連の工事全体の見積書一式のコピーを提出すること。 ・ 断熱蓄熱材を導入する場合 ・ 利益排除に該当する場合 ・ 見積書による補助対象経費の合計が補助単価にて算出した補助対象経費の合計より低い場合 ・ 見積書による補助対象経費の合計が補助単価にて算出した補助対象経費の合計より低い場合	①交付申請書 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ②断熱材に関する誓約事項・役員名簿 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ③明細書 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ④総括表 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ⑤見積書 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○※1 ⑥年次図等 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ⑦立面図 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ⑧断熱材・断面図 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ⑨断熱材・伏図 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○※2 ⑩請求書 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ⑪本人確認書類 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ⑫法人申請：本人確認書類 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ ⑬建物登記簿写し 外断熱：○ 内断熱：○ 窓断熱：○ 注・注は断熱蓄熱材を導入する場合のみ 注は高効率換気システムを導入する場合のみ 注は①~④に該当しない書類がある場合のみ S11が上記以外の書類が審査が必要と判断し、提出を求めた場合は応じること。 提出書類は文字や図面が不鮮明でなく、確認できる状態のものを送付すること。 ※1 以下に該当する場合のみ、一連の工事全体の見積書一式のコピーを提出すること。 ・ 断熱蓄熱材を導入する場合 ・ 利益排除に該当する場合 ・ 見積書による補助対象経費の合計が補助単価にて算出した補助対象経費の合計より低い場合 ※2 窓のみ改修の場合、提出不要
必要提出書類 断面図・伏図	・外張り断熱で断熱パネル、断熱蓄熱材、内窓、調湿建材を室内側から導入する場合、又は内張り断熱で天井、壁の改修を行う場合、改修部（断熱パネル、断熱蓄熱材、断熱材、内窓、調湿建材の施工箇所）が判別できる断面及び求積図、求積表を記載すること。 なお、審査に必要となる場合は、別途その他の図面の提出を求められることがある。	・断熱パネル、断熱蓄熱材、断熱材、窓、調湿建材にて改修を行う場合は、改修部（施工箇所）が判別できる断面及び求積図、求積表を記載し提出すること。 天井の改修をする場合は伏図を提出すること。 ・審査に必要となる場合は、別途その他の図面の提出を求められることがある。
必要提出書類 外気計算及び性能値を確認できる書類	以下の3機関のホームページ上の外気計算プログラム等を用い、「外皮平均熱貫流率」の根拠となる計算書及び外気計算の算出した性能値を確認できる書類（断熱材の熱伝導率及び窓・玄関ドアの熱貫流率の記載されているメーカーのカタログ等）を提出すること。 一般社団法人 日本サステナブル建築協会 国立研究開発法人 建築研究所 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会	・外気計算は「⑨標準計算シート」により算出すること。 ※計算プログラムは、以下の3機関のホームページ上及び同等の外気計算プログラムを用いること。 ・ 一般社団法人 日本サステナブル建築協会 ・ 国立研究開発法人 建築研究所 ・ 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 ・ 外気計算書に添付する書類は以下のとおりとする ・ 部位ごとの外皮面積（外壁、窓、屋根、天井、床）とその基礎となる求積図及び求積表 ・ 部位ごとの熱性能値の算出根拠（部位別計算シート等） ・ 性能値を確認できる書類（断熱材の熱伝導率及び窓・玄関ドアの熱貫流率の記載されているメーカーのカタログ等）